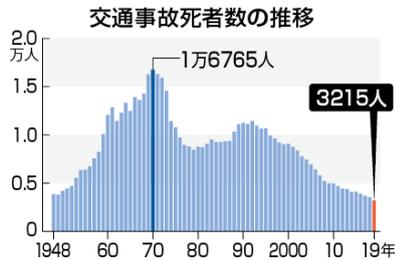




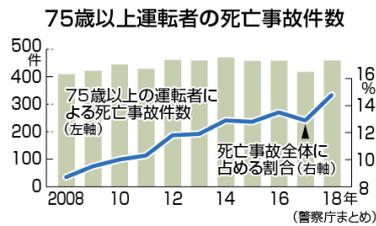
時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。

2019年の交通事故死者数が3,215人と、発表されました。あおり運転や暴走による事故などの報道は今も絶えません、事故死者数について言えば、1990年頃から着実に減少し続けています。



第二次大戦終戦後、乗用車の保有数は急速に増加し、それに伴って交通事故および事故死者数も増えていきました。1970年に死者数はピークに達し、この時期は第一次交通戦争と呼ばれています。当時は、歩行者が事故にあふことが多く、歩道の分離やガードレールの設置などが行われました。その甲斐あって、一旦は減少しますが、1980年代後半には再び増加に転じ、第二次交通戦争と呼ばれました。そのため、運転手側への対策、例えば飲酒運転の取り締まり強化やシートベルト着用の義務化(1985年に高速道路、1992年には一般道)などが施行され、その後、死者数は減少に転じ、現在に至っています。



では、高齢者の事故はどうでしょうか。全体の事故死が減少する中で、高齢者の死亡事故件数は横ばいで推移し、割合としては上昇しています。もっとも高齢者人口自体が増えています(75歳以上:2008年では1,000万人、2018年では1,800万人)なので、事故率が増加したというより、減少が他の年齢層より小さいということでしょう。

栄養科より今月の一押しメニュー



3日(月)「節分」の昼食に、“のり巻き&いなり寿司”、また、23日(日)の昼食には、“鮭ちらし寿司”をご用意する予定です。

寒い日が続いていますが、しっかり食事をとり、元気にお過ごしください。

お知らせ

河北医療財団では facebook ページを持っております。

今後、シーダ・ウォークのコンサートや、園芸活動等の様子も公開していきますので、是非ご覧になってみてください。



介護老人保健施設 シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>
2020年1月25日発行 vol.152 編集:山口・安倍・金指・大島

イベント・コンサート ※13時30分~14時30分※

◆ 2月22日(土)TMWコンサート

【TMWの皆さん】

◆ 2月24日(月)「ノブタク」コンサート

【主催:NPO法人ACT、演者:ノブタクの皆さん】

面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は1階事務窓口横の販売機でご購入をお願いします。



なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただきます。ご了承ください。利用者さんの感染症予防のため、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

民法改正(特別の寄与の制度)

今年の4月から、民法が改正されます。錯誤(思い違い)の効果が「無効」ではなく、「取り消すことができる」となったり、消滅時効が、「権利が行使できることを知ってから5年」と短くなったり、色々と大きく変わるので、弁護士たちは勉強に追われています。

今日は、介護に携わるお嫁さんのお話をしたいと思います。ご主人に先立たれたお嫁さんが、それを機にご主人の両親のもとを離れて行くということは、実際には少ないようです。長年、一緒に暮らし、子供たちを育てている間に可愛がってもらったり、援助をしてもらったり、人間的なつながりができていることが多いからでしょう。

そうした場合、お嫁さんが、亡くなったご主人の両親の面倒を見てくれるということが自然に行われます。亡くなったとは言え、大事なご主人の両親だからです。

ところが、今までの法律は、そういった優しいお嫁さんの苦勞に報いるようにはなっていませんでした。相続の権利は、亡くなったご主人の分が子供たちに移るだけで、お嫁さんに相続の権利はありません。その上、一生懸命介護したのに、その苦勞を労う寄与分という制度の適用もありませんでした。ご両親が遺言にでも書いてくれればいいですが、よほど法律に詳しい人でない限り、介護を受けている両親がそのことに気付くことは、ほとんどありませんね。

この理不尽な状態を解消するために、この度、民法が改正され、お嫁さんにもその介護(無償で療養監護、その他の労務の提供)をしたことを、特別寄与として、相続財産から特別寄与料の支払いを請求する権利が認められました(民法1050条)。この条文が新しく設けられたことにより、面倒も見ないで相続権ばかり主張する他の親族に対抗できるようになったのです。

お嫁さんの皆さん、なんだか私ばかり損をしているなあ、などと考えずに、より一層ご両親に優しく、介護に励んでくださいな。

桜丘法律事務所 弁護士 神山昌子
(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr>

シーダ・ウォーカー

<2020年2月号>

東京都ではインフルエンザが注意報レベルに達しています！ノロウイルスも席卷中！

お一人おひとりが**マスク着用・アルコール消毒・手洗い・咳エチケット・人混みを避ける** 等個人でできる予防策を行うことが大切です！

マスク



アルコール
消毒



手洗い



咳エチケット



咳やくしゃみのしぶきは約2mほど飛ぶと言われています！ →



ご来設時には必ず備え付け(1階受付、各階エレベータ前)の**アルコール消毒にて手指消毒をお願い致します。**

また、咳などの風邪症状がある方、インフルエンザに罹患された方、胃腸炎症状がある方は**治癒するまでの間、面会をお控えください。**

ご家族や大切な方を守る為に、これらを徹底して頂きますよう、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

シーダ・ウォーク 感染管理委員会